公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０５８号
札幌市豊平区豊平１条５丁目２番12―301号
債務者　織田　　博
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７０号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目６番３号　コーポＭ・Ｔ―301号
債務者　紀伊　直人
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７４号
札幌市豊平区中の島１条１丁目７番１号
債務者　宮崎　　睦
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６号
北海道稚内市宝来５丁目４番28号
債務者　鳴海　　勲
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第７号
北海道稚内市宝来５丁目４番28号
債務者　鳴海　史子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第１０７号
釧路市芦野５丁目24番８号　ミストハウス202号室
債務者　犬飼みゆき
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第９７号
群馬県富岡市中高瀬824番地１
債務者　櫻井　暁子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１０９号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢2261番地７
債務者　池田　英一
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５３号
千葉県山武市成東2424番地１　第５フジハイツ　203号室
債務者　五味美千子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
岐阜県中津川市千旦林1619番地の132
債務者　小坂　恵美（旧姓桒崎）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１９３号
静岡県三島市寿町５番３号　コーポマルトミ201
債務者　中島　誠也
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
堺市北区北花田町３丁33番地５　川口ハイツ701号
債務者　巧心會館こと　細田　隆之
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
大阪府柏原市玉手町４番49―105号　玉手山内外ハイツ
債務者　角田　和也
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
大阪府柏原市玉手町４番49―105号　玉手山内外ハイツ
債務者　角田　直美
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
堺市中区深井沢町3160番地　マイネハイマート深井101号
債務者　吉田　祐弘
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
堺市中区深井中町340番地　府営住宅１―407号
債務者　加藤　マリ
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係